

1 議事日程(第3号)

(令和3年第7回久山町議会12月定例会)

令和3年12月2日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案第78号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第7号) (町長提出)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊	2番 久芳正司
3番 阿部哲	4番 本田光
5番 末松裕	6番 阿部恒久
7番 山野久生	8番 荒巻時雄
9番 佐伯勝宣	10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

5番 末松裕	7番 山野久生
--------	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長 西村勝	副町長 佐伯久雄
教育長 安部正俊	経営デザイン課長 中原三千代
町民生活課長兼会計管理者 佐々木信一	産業振興課長 久芳義則
福祉課長 稲永みき	健康課長 大嶋昌広
税務課長 川上克彦	総務課長 久芳浩二
都市整備課長 井上英貴	上下水道課長 横山正利
教育課長 江上智恵	

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 小森政彦	議会事務局書記 篠原正継
-------------	--------------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

7番山野久生議員、発言を許可します。

山野議員。

○7番（山野久生君） それでは、2問質問する予定でしたが、昨日、学校橋ですかね、阿部恒久議員が詳しくされましたので、これは少しお願いという形で、大変あの橋は住民の皆さんの大切な橋でございますので、12月6、7に国の査定があると言われてましたので、スケジュールが決まりましたら速やかに周知の方をよろしく願いしておきます。

それでは、2問目に入らせていただきます。

児童公園の整備についてを質問させていただきます。

令和2年度に国勢調査の速報値において、町の人口増加率は全国で10番でした。また、高齢化率についても2018年から減少が始まっています。このような傾向が見え始めてきたのは、30代、40代の子育て世代の増加が大きく起因しています。そのため、今後は子育てがしやすい環境整備は重要になってきます。特に、子供の日常の体の発育や保護者のつながりも生み出す身近な児童公園の整備は社会的にもニーズが高いと考えられます。町として今後、地域における公園の利活用の方針や整備などはどのように考えてあるか、お伺いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

ご質問いただきました件についてご回答させていただきます。

まず、国勢調査の速報値ということでお話をいただきましたので、令和2年度の国勢調査速報値につきましては、確かに人口は増加しており、特に転入による社会増が大きな要因となっております。当然、その方々が安心して子育てを行っていききたいというニーズも高い状況にあります。その中で、身近な公園というのが、遊具がある、特にそういう公園というのがいろいろなところで要望または社会的にも必要だということが今数々のところで話

題となっておりますが、もう一つ、そこに対する公園ということの子供たちだけじゃなく子育て世代がつながる、転入が多いということはそこで暮らしていく方がつながっていかねばいけないという場所でもあるという捉え方も私はしております。そのため、児童公園というのは今後大切な場所だと考え、整備を進めていきたいというのは思っております。

まず、今年度、草場地区につきましては約750万円程度をかけて遊具のある公園づくりを行っております。恐らく12月に完成し、供用を完成次第できると思っておりますので、草場地区の新しい3、40代、子育て世代の方にはぜひ利用していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） 今後整備のスケジュールがあると思いますが、区の方の協力も必要だと思いますので、どのように進めていかれるかをスケジュール自体を教えてくださいたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

久山町は、私も子供の頃は地域の公園というのは遊具もたくさんあったと思います。皆さんもそういう記憶があるんじゃないかなと思っております。ただ一方で、安全性の問題で全て撤去してきたというのが今の現状になってると。これは日本の中でもそういう傾向があったところをもう一度見直そうということになってます。ただ、私の考えとしては、一方で行政が単に遊具を設置していただけでその問題が解決するかというと、それは違うだろうと思っております。地域の方々がその公園を一緒につくっていきながら見守っていくという、そういうことを考えていかないと、なかなか子どもたちの安心・安全を守っていく公園にはならないだろうと思っております。そのため、行政区としっかり話し合いながら公園をつくっていくという方針は考えております。ただ一方で、いろんな事業も含めて限られた予算の中でそれを整備していくということになっていきますので、まずは地域の中に遊具がない地域を優先的に考えていかなければいけないかなとは思っております。その中で、行政内で安全性や管理も含め、その中で最適な場所を選んでいきたいと、行政区長会とも話し合いながら思っております。ただ一方で、先ほど最初のほうにお話しさせていただきましたが、区の理解と要望というか、そういう公園を置いていくというのがなければなかなか進まない面もありますので、その辺には時間を費やしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） 今もう多分話されたと思いますけど、児童公園がどんなに町長として大切なものなのかのポイントがあったら、まだ述べる部分があったら教えていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そうですね、いろいろな問題があると思います。いろいろな問題があるんですが、子供たちにとって一番そこにいいものを、いいものというのは成長とか心、いろんなことがあると思います、そういうものをしっかり第一に考えていかなければいけないかなと思ってます。あと一つは、子育て世代、そこを使われるお母さんたち、もしくは保護者の方々がそこに集まってきたいという環境をつくらなきゃいけない、このポイントがあると思います。もう一つは、その地域の公園であるってということをいかに皆さんに考えてもらいながら一緒につくっていく、それによって恐らく関心が増えることによって、こういうところが危ないんじゃないかとか、こういうところは危ないので自分たちも少し見守っていこうということのを区の中で話し合いが行われるとか、そういうそれぞれお互いがつくっていくような公園を大事にしていきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） 最後になりますが、公園って、おじいちゃん、おばあちゃんとかもお孫さんと遊ぶところが近くにあったら大変助かるという声をたくさん私も中久原地区で聞いておりますので、ぜひそのように進めていただくようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（只松秀喜君） 次に、8番荒巻時雄議員、発言を許可します。

荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） よろしくお願いいたします。

まず、町長をはじめ行政に携わってある職員の方はコロナ禍の中で町民のためにしっかりと職務を遂行されていることに私も一町民としてお礼申し上げます。私も、町民、住民の生活環境の向上に努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

今、私も下久原に住んでおりまして、この議会において下久原行政区のことが一般質問に上がることはほとんどなく、何の問題もない行政区のように感じられますが、実は多くの問題を抱えております。今回は、まず住民の方が心配してあります災害時の避難場所、それから災害対策について質問させていただきます。

災害時の避難場所については、公民館の移転建設の件から入らせていただきます。

下久原には、久原川と新建川が合流する下流に集落がございます。ここに、避難所に指

定されていない下久原公民館がございます。この公民館は、昭和51年5月に完成していて、内外ともに相当傷んでおりまして、地元で建設準備委員会を設立して移転建設を検討しているところでございます。

そこで、避難所兼公民館あるいは集会所として考えた場合、町として建設予定地の用地交渉や建設費用についてどのようにお考えでございましょうか。町長、お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 下久原の公民館の件は、災害の避難所に指定していないということも含めて、そういうご心配というんですかね、あるのかなと思ってます。現在状況としましては下久原集会所建設準備委員会というのが区で立ち上がっているということはもうご存じだと思います。そちらの方で協議を始めたばかりということで報告を受けております。私の方にも2度ほどいろいろ現在の状況等についてご相談をいただいているということがあります。実際場所と規模、そういうものについては今からだと思ってますので、ここでお答えすることというのはないんですが、一つだけ言えるのは、実際に建設予定地っていうのが区の中でこちらはどういう場所がいいのかという議論を含めた上で、今後は災害の避難所も含めてその場所が適切なのかどうかっていう議論とか、そういうことになってくるかなと思います。

まず、用地につきましては、まず区との要望箇所等を含めて指定になってくるかと思いますが、まず用地交渉、当然地権者との交渉というのは、集会所は公共施設になりますので、行政の方で行っていくんですが、これに対しましては区のご協力がなければなかなか進まないと思ってます。ですから、それはそういうふうをお願いをしたいというのが1点目です。

2点目、建設費用につきましても、各今までの地区の集会所並びに公民館につきましては一定程度行政の方で支援はしております。その点につきましては、それぞれの建設委員会等でどこまでやっていくのかを含めて考えていくということに通常なっていると思います。ただ一方で、今後今までと私が違うなと思ってるのが、こういう災害も多いので、例えば避難所指定に向けてそういう国の事業を活用しようとかなれば、またそれによって整備する内容等も変わってくるかもしれませんので、事業費というのはいろいろ変わってくるので、補助というのいろんな形で変わってくるかなと思っております。ただ一方で、これだけ災害も含め、いろんなコミュニティ施設についてはニーズを求められている、人が集まりやすい、子育て世代がつながる、高齢者、シニアの方のそういう健康づくりの場であると、そういうものを含めると、いろんなこの補助金等も活用を視野にやっ

きたいと思っております。

いずれにしろ、今の段階ではそういう方針かなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） どうもありがとうございました。

行政区単独でやれということじゃありませんから、安心してこの質問を終わらせていただきます。

付け加えますと、この公民館は、昭和51年に当時のお金で6,700万円で久原財産区のときに建設されております。同程度の公民館とか集会所となりますと、移転建設する場合、今は企業等の寄附も期待できない昨今でございます。資金的にも大変困難だと思っております。また、公民館、集会所は行政区のコミュニティーセンターとして必要であり、また避難場所にも適する場所、建物を建設委員会で検討してる段階でございます。町当局の今後の協力をお願いいたします。今後の問題として捉えまして、この質問はこれで終わりにさせていただきます。

続きまして、二つ目の項目に移らせていただきます。

災害はいつ起こるか分かりません。50年に一度とか100年に一度、あるいは想定外という言い訳は通用しない時代になっております。新しい公民館あるいは集会所ができるまで、また感染症対策の面からも、多くの避難所が必要であると考えております。この地域には幸い高台に原工業団地がございます。ここには流通関係の倉庫や広い駐車場を持った事業者が多く存在しております。緊急時の避難場所としてこのような民間施設をお願いすることはどうございましょうか。町長、お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それでは、回答させていただきます。

ご質問のあった当該地区に限らず、町内において企業施設を避難所として使用できるよう、協力企業との協定は随時今現在取り交わしているところです。直近では本年9月に久原本家との防災協定を締結し、猪野の久原本家工場事務室の避難所としての使用や備蓄防災品の提供などについて協定を交わしてるのが現状になってます。

ご指摘の原工業団地におきましても災害協力体制が取れるような企業がございましたら積極的に協定締結を行っていきたいと思っております。川を越えずにそういう大きな避難所となると、一つの候補かなと思ってます。

なお、近年防災指導において、特に家屋浸水が想定される水害については、河川決壊による建物流失を除き、避難所への避難を行うより自宅2階等への垂直避難というのも推奨

しているところもありますので、そちら等も踏まえながら、そういう企業と話をしながら、最適な企業があれば進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 今、町長がおっしゃられましたように、避難場所は下久原だけに限ったものじゃないと思います。登り尾もあるし、赤坂という工業団地もございます。私は、このような工業団地は交渉窓口がないというのが一つ引っかかるんじゃないかと思えます。これがないと、工業団地のような組織を設置するように促すことはできないでしょうか。また、そうすることで各社ごとに頼むこともなく交渉しやすくなりまして、今後、下水道の普及関係にもそういう窓口があると役立つんじゃないかと思っております。これから公共施設だけじゃなくて民間施設にも協力していただくようにする必要があるんじゃないかと思えますけども、意外と民間企業というのは自治体に協力的でございます。その点はどんなでございましょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

ちょうど私も昨日ですかね、実際に、これは災害関係だけじゃなく、いろんな面について民間活力というのは活用していかなければいけないというのが就任当時からお話をさせていただいてたんですが、いろんなまちづくりの観点の中でその企業さんの強みを生かして、久山町だったらこういうことをやらせてもらえませんか、その代わり町としても一緒に課題解決に取り組みましょと、そういうのを町から積極的にアピールしていかなければいけないと、ちょうどそういうことを考えてたときだったので、ご質問いただきました件につきましても当然、こちらの方から窓口がない企業さんに対しましてやっていくというのが必要な時期に来てると思います。企業さんにとりましても、私の経験値からいっても、逆にそういう窓口がないので、そういうことであればご協力しますという話もよくいただいておりますので、今後はそういう今、荒巻議員からいただきましたご質問等も踏まえて積極的に行政の方からアプローチをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） なかなか私の考えていたことと同じような答えが出てきまして、ありがとうございます。

これは参考までということで先日の新聞の面から話させてもらいますと、活気あるまちづくりへということで宇美町の企業懇談会というのが設立されております。これは、持続

可能な地域の経済構築と活気あるまちづくりに取り組む、行政との意見交換やビジネス交流会、町の商工会と協力しながらも雇用確保、就労者の住宅環境の整備、道路などインフラ整備を検討していくということで、メンバーがいろんな企業で宇美町に本社や支店を置く27社で構成されております。私も避難所の問題を考えているときにちょうどこういうことが話がありましたもんですから、ぜひこの町でも検討していかれたらどうでしょうかということを提案いたしまして、この質問はこれで終わります。

次に、災害対策についてですけれども、まず3点ほどお伺いします。

河川内に草木が生えまして、大雨や台風による増水時には流水を妨げ、十分な流量を確保できずに越水し、災害につながっております。河川の浚渫^{しゅんせつ}や形状を変えることは県営河川なのでできませんが、草木を除去することは可能であると考えております。実際、以前はラブアース等の作業のときには切り倒しておりましたが、現在そういう作業に参加する年齢が高齢化し危険でございますので、何とぞ町の方でお願いはできないものでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 道路や河川などの公共施設、その周辺の草刈りや清掃につきましては、春のラブアース、そして秋の道路愛護デーで町民の皆さんにご協力していただきながらやっているとというのが今までの久山町の現状だと思っております。

これというのは、一つは自分たちの住む地域を良好な住環境を維持すると、自分たちでという一つの目的もありご協力をいただいているかなと思っております。一方で、県営河川につきましては、県の管理ということで県の管理するところですが、なかなか思うように進んでいないというのも現状だと思います。私も今回コロナの関係で思うようにそういう道路愛護デー、いろんなことができなく、地域の中で問題が起き、初めて行政でできないところをやっ払いこうというのを今年度、今年はやるといふ地域もありました。それに対して考えたのが、皆さんにやっていただいていることに対して、その本来かかるべき費用を行政の違うとこのサービスにしっかりと充てていくというのが前提にもあると思います。そのため、県営河川につきましても、要望はしていきますが、町の費用をそこに投じるよりも、町内の中の草刈り等にも、そういうところもしっかり投じていきたいと思っております。できる範囲でご協力を引き続きお願いしながら、ただ一方で地域の高齢化率というのも上がっているところも当然あります。そういうところで危険性があるところにつきましては、ご相談をいただきながら、解決策をその場でやっていくということも必要かなと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 今、危険なところからという話でございましたけども、実際、久原川と新建川の合流地点のすぐ下には木が生えてるんですよ、草じゃなくて。ああいうふうな木が河川の中に生えてしまいますと、洪水時だけじゃなくて、ごみとか流水物が引っかかって危険な状態になっておるわけです。だから、今後、県の浚渫^{しゅんせつ}計画予定も調査の上に、危険なところから、これが来年度も浚渫^{しゅんせつ}があるということであればそれでいいでしょうけども、これが何年も先の話であれば、危険な箇所から取り除いてもらうわけにはいかないでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

確かにそういう災害が発生するおそれというものはまた別の考え方も必要かなと思っ
てます。まずは、県の方にその場所をしっかりと確認して、今後そういうおそれがあるところ
を把握するのがまず大事だと思います。そのためにも、地域の方々からも含めて情報提供
をいただきながら、まずは県に伝えていくということをしていきたいと思ひます。県の方
が状況的に難しいというときの判断というのは町で考えていかなければいけないと、そう
いうふうに思ひます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 分かりました。そのようにお願いいたします。

続きまして、橋梁についてお話しさせていただきます。

橋脚の多い橋は、流木等が引っかかりまして自然ダムを形成して、溢れる水とともに決
壊します。そして、その護岸をも壊してしまいます。久保橋がこの例でございました。

この地域には橋脚の多い橋、横手橋、丁田橋がありますが、どのように考えております
か。これは昨日の阿部恒久議員の質問とちょっと重なる部分もございますけども、私は災
害、防災の件からということでお話ししていただければと思ひます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 昨日もお話をさせてもらいましたが、ここにつきましても都市整備課
長の方から回答させたいと思ひます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） それでは、ご質問の件につきまして回答させていただきます。
す。

まず、ご質問の丁田橋、そして横手橋の現状でございますけれども、横手橋につきまし

ては昨日でもちょっとお話しさせていただきましたとおり、現在行っております定期点検におきましては、判定としましては4判定、四つに分けた判定をしております。まず一番初めに、危険なものについては緊急に措置を講ずるべき状態、そして次が早期に措置を講ずるべき状態、そして3番目に予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態、そして機能に支障が生じてない状態という4項目で判断させていただいてます。この判断におきまして、横手橋につきましては、現在、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態、ある程度健全度は保たれてるというような判断が出てるところでございます。そして、丁田橋につきましては、こちらは早期に措置を講ずるべき状態ということでございます。ですから、こちらにつきましては、町内にあります橋の中でも、こういう形で長寿命化の計画を作成し、点検を実施しましてからは、広浦橋という下山田の橋梁を既に補修しておりますけども、それについて現在補修に向けて設計作業を行ってる状態でございます。

あと、こちらにつきましては今後の計画でございますけれども、橋脚が多い橋梁というのは、ご指摘のとおり、大雨の際に流木等が引っかかり、河川の流れを阻害してしまう可能性がございます。このため、現状の対応としましては、大雨警報時に編成しております災害警戒本部につきまして定期的な巡回、特に河川そして橋梁あたりを重点的に見回っておりますので、そういう形での対応を今実施してる状況でございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） ありがとうございます。

ということは、丁田橋は架け替えになるんですか。そののどこを教えてくださいんですけど。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） 丁田橋につきましては今後の計画ですけれども、現在実施しております設計につきましては、補修計画の設計を行ってるところでございます。当初は架け替えを目指して実施してきたところでございますけれども、福岡県の方で策定しております河川計画、こちらのハイウォーターラインが変更されたことによりまして、今まで町の方で考えておりました架け替えの計画では占用の許可が下りない、架け替えがかなわないという内容でございます。その後に県とも協議いたしまして、実際現地調査等を行った結果、補修作業によりまして現在の健全度、現在は早期に対応ということになっておりますけど、ある程度の健全度を保てるという状況になりますので、現在やっています設計としましては現在の橋梁を補修するという内容での設計を実施してるところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） ということは、橋脚はあのままということになりますね。ということは、この質問のあれとはちょっと、そのままの状態ということになりますね。

それから、横手橋の件ですけれども、横手橋の施工図面というのは現在もあるわけですか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

横手橋につきましては、現在の定期点検での評価としましては予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいということになりますので、現在早期に措置を講ずべき状態の橋梁について今、設計とか補修関係を手がけてるところでございますけど、その後に計画的にどういう形で維持していくかということを検討する橋梁となっておりますので、現時点では架け替えや補修等の調査とか設計等を行ってない状態でございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 私が聞きたいのは、横手橋の図面はあるんですかということですが、^{しゅんこう}竣工したときの。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） すいません、質問の方を聞き間違えておりました。

現状としましては、横手橋につきましてはかなり古い橋梁となっておりますので、施工した際の図面というのは町の方では保存してない、持ってない状態でございます。ただ、定期点検を実施しておりますので、そこで把握した部分についてのデータといいますか、内容、橋梁の規模とかそういったものにつきましては、橋梁長寿命化計画の中で把握してるところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 橋梁の点検をするのに図面がないでそのまま点検というのは、ほとんど目視状態ですよね。横手橋は、側面から見てみますと、右岸側の橋台から中間のピアまで約10mぐらいあるわけですね。左岸から見ますと、左岸側の橋台から5m置きぐらいに二つの橋脚がついてるわけですね。どう見てもこれは私おかしいと思うんですよね。橋梁を造るとき、あそこは昔、柳川みたいに船が通ってたんでしょかね。どう見ても、橋梁として見た場合、あれだけのスパン、片一方は10m飛ばしで片一方は5m置きに橋脚を造ると

なると、相当の床板の厚さが変わってくると思うんですよ。そういう橋梁の造り方はしないと思うんですね。今目視で見た時点で、橋脚がないとなると、あれが安全な橋でしょうか。お願いします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） ご指摘のとおり、横手橋につきましては、延長としましては18.7mの橋梁でございますけれども、下に橋脚がついた橋梁でございます。現在は、その橋脚上部の部分の構造、そして橋脚によって横手橋自体は成り立ってると思いますか、維持されてる状況でございます。定期点検につきましては、それを近接目視と打設等によって健全度を測ってる状態でございます。ご質問の橋脚がっていうのは、現在橋脚がある状態だと思っております。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） じゃなくて、今側面から見た場合に、右岸側から10mほど離れたところに橋脚が一つあるわけですね。左岸側から見ると、5m置きぐらいに二つぐらい橋脚があるわけですね。このような状態で橋は造りますかということ、もともとが。下に船が通るとかいう問題でしたらそういうような特殊な橋梁を造りますけれども、ほとんどの場合、左側から2スパンぐらいくれば、やっぱり右側も2スパンぐらいに与えて均等な力でいくと思うんですよ。でないと床板厚が変わるわけでしょ。それを横から見て点検してあると言われたから、あんなもん素人が見ても分かるようなことを点検して誰が判断したんですかと、こういうふうな安全ですよということを。じゃあ、最初からそういう橋脚は要らなかったんですか、あそこには。あの橋脚は私は流れてると思いますよ、以前に。そういう判断をしたときに、いや、これはまだ大丈夫ですよという判断、それは床板に亀裂が出てかどうか分からないような床板を打ってありますね、上から。そういうことで判断されるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） 横手橋の構造につきましては、右岸側は側道から直線的にできてるんですけど、左岸側につきましては少し道路に対して広がってついてるような状況でございます。こちらのほうは、構造からいきますと、もともと右岸側から今の部分が本体であり、左岸側につきましては何らかの形で改良を行ったような実績といたしますか、これは現地を確認してということになりますけど、状況になっております。当然それを含みまして定期点検の際にその健全度あたりを測ってるという状況でございます。調査の際にそのあたりを報告を受ける際に説明を受けているのは、比較的、横手橋につきましては橋梁の幅も狭うございます。ですから、上に乗ってる上部工といたしますか、上部の部分です

ね、その部分がほかの橋梁に比べてはかなり軽量という部分がございます。そして、橋梁の幅自体も、下流に行きますとかなり広い橋長になりますけれども、こちらのほうはある程度18.7mということで、広くない状態でございます。ですから、そういったトータルをしまして、現在の判定としましてはある程度の健全度はあるというような判断が下ったものと考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 安全であるという判断であれば結構でございますけれども、横手橋は将来の維持管理とか、私が先ほどから申し上げるように、災害防止の面からも、あまりこれは橋がなくなると周りの人はちょっと大変な面もございますけれども、将来のことを考えると、地元と話し合いをして必要かどうかの判定も含めて検討されたいかがでしようかと思えます。

そしてもう一つ、関連しますから、昨日の学校橋の問題にちょっと触れさせていただきます。よろしいでしょうか。

学校橋が危険な橋だということは、もう私が知ってるだけで10年ぐらい前だと思います。都市整備課長も多分そのくらいは結果が表れてご存じだと思いますけれども、今回災害ということで査定されてる、これは落ちてしまった橋ですから、私も町民でございます、町が金を払うよりも災害査定を受けて安くやったほうが良いと思う、これは結果でございます。しかし、その前に、あれだけ危険な橋だ、危険な橋だといって、橋脚が倒れる前にやっておいたら結局計画的な橋梁架け替えもできますから、今片側通行をやっておりますけれども、あれも多分1年でできたはずなんです。現在は落ちてしまっただけで災害査定をかけてますから、時間が物すごいかかりますから、約3年かかります。それは金額にしたら、5mの20mで100㎡ぐらいの橋ですね。架け替えるうちの半分ということは、上下部工として5,000万円か6,000万円ぐらいですね。町の予算としては1%ぐらい占めるわけですね、一つの工事で。これは大変なことって分かりますけれども、現在ああいうことをやると、住民とかの時間的なもの、そういうふうな負担を考えると、5,000万円とかいうのは安かったか高かったかというのは。だから、ぜひともこのような橋梁に対しては危険だということが分かっておれば先にやるのが行政の仕事じゃないかと思えますけれども、課長、どんなふうでございましょうか。

○議長（只松秀喜君） ただ今の質問に関しましては通告外になりますので、ほかの質問をお願いします。

○8番（荒巻時雄君） 関連っていうことじゃないんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 通告文に載せてない分の質問というのは受け付けられません。

○8番（荒巻時雄君） 分かりました。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） じゃあ、今の件はまたよろしく願いいたします。

続きまして、災害対策について、これからの災害対策については充実した防災計画や命を守るための避難訓練が重要であると考えております。防災専門職や警察とか消防OB等を将来に配置する計画はございますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） お答えさせていただきます。

近年、多岐多様にわたる災害の発生というのは毎年全国で起こっております。防災専門家の採用は、各自治体が検討、また導入してるっていう状況になってます。本町におきましても、本年度予算で防災専門家の採用を計上しておりました。消防本部並びに自衛隊、そういうところへ専門家の就労あっせんを依頼してるんですが、勤務条件がなかなか適合する専門家がおらず、現在も未採用となっております。先日も自衛隊の担当部署と勤務条件などについて詳細な打ち合わせを行い、次年度の採用に向けて協議を引き続きやってるところです。勤務条件の見直してというのがどうしても必要になっていうところがありますので、関係部署と協議を続けて、ぜひとも次年度以降、防災専門家の採用を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） ありがとうございます。

災害時には、本人がどの時点で危険を認識して命を守る行動をとるかということが問われております。常日頃の訓練が私は必要であると思っております。ぜひこのようなプロの方を配置して防災計画を充実させていただくことを望みます。町民、住民に安心・安全な気持ちを持たせるような防災対策をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩いたします。

再開は10時30分、10時30分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時9分

再開 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、マスクを外させていただきます。

私は、大きな項目を入れまして2項目でございます。

何度も質問しております補助金目的外使用、そして久山道の駅事業、これは観光交流センター事業ですね、これはイコールでございますが、この関係性、そしてもう一つが、これは今議会一般質問で別の方もされておられました交通安全対策でございます。答えを聞いた部分もございしますが、もし時間があるようでしたらちょっと掘り下げて聞きたい部分もありますし、個別でこの部分はどうかというふうなものもお聞きできたら。時間の関係で臨機応変に行きたいなと思っております。

ではまず、順番に行きます。

1番の目的外使用、そして観光交流センター事業の件は、これは改選前の9月議会に続いての質問、これを再度問います。

1、①平成28年3月、事業断念となった久山道の駅事業だが、残った山ノ神の5,040㎡の町有地は、これはもともと当初承認の1億9,300万円の当初予算で購入したものでございます。町民の税金で買った土地であります。いまだ事業断念の経緯と5,040㎡の土地活用の説明責任をこれは町民に果たしていません。これは町民説明が必要であろうということですが、西村町長はその必要はないということでございました。しかし、これは後述しますが、目的外使用の件もいろいろ分かってきたことがある、そして同じ時期でこういった問題があった、そういった中でこういったいろんなものが相互関係、これはまたいろいろ関係性が出てくるんじゃないかなと思っておりますので、この辺は町民への説明が必要じゃないかということ改めて聞きたいと思っております。

もう少し話をしますけども、現町長、西村町長は、平成26年、この道の駅の論争があった頃は担当者でございました。もちろんこれは管理職ではございませんでした。しかし、有能な職員としてこれは率先して引っ張ってこられた。そういった中で、そしてまた目的外使用との関係もございします。そういった中でこれは必要になるんじゃないかなと、そして今後こういうのを明らかにして行って、活用、町の発展のため、そういったものを考えていく、そういうことで改めてこれは町民に説明することが出てくるんじゃないかと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

まず、質問の関係として順を追って回答したいと思います。

まず、この道の駅事業5,040㎡の説明ということですが、断念の理由という、これは私が就任しての12月の議会でもお答えしました。佐伯議員が言われるように、回答としては変わってません。平成27年11月の広報ひさやまに観光交流センター事業のこれからと、経過および今後の方向性と題して掲載して、それを久芳町長は説明責任を果たしたと私も考えておりますので、これについては必要ないというふうに思ってます。

もう一つは、職員である私が事業を決める、そういう組織というわけではなく、首長というのは選挙で選ばれてるわけですから、当然、久芳前町長がそれを事業として自分がやっていくという判断をしたっていうことは誤解のないように、そういうことは当然議会の議員であるということは理解されてあると思います。それに伴って議会として予算を承認されてるわけだと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 町長、度々この1年ほど私も指摘させていただいておりますが、言葉のニュアンスをちょっと変えて、それは違うと、そこら辺はご理解いただきたいということで話を締められることが多々ございます。決めるということは言ってないです、引っ張っていくということを私は言った。そして、それに関連して、実はここ1年、町長のこの一般質問、私とのやり取り、いろいろこれはチェックしております。この赤の部分、大体これが今のように話の論点がちょっと変わってくるんですね。佐伯議員、そこら辺は違います、理解していただきたいということを言われてる。でも、ちょっと違うんですね、町長が言ってることは。あくまでも町長が頑張っておられたと、担当として。そういったことを言ってるんです。ですから、決めるとかいうんだったら責任が来ますから、もちろんそういった責任の部分もあるでしょう、担当責任者という言い方もあります。そういった点も含めて、これだけ赤の部分があるんですね。この中には、文書廃棄の件、度々私が指摘していますが、それは入ってません。それを入れてないだけでもこれだけあるんですよ。それが、私が度々言うておりますように、こう言われたら言い返せというこういった反論する技術、これを使われてると。

そうではなくて、少し^{しんし}真摯に答えていただきたいなという部分がございますので、この件をもう少し言いますと、これはお答えがあるんでしたらこれはまたお伺いしますけども、この道の駅論争は2年間続きました。そして、5対4、10人しか議員はいませんが、議長は表決権がありません。そういう中で5対4の攻防がずっと続いていった。割とドロドロしたという言い方をしたらこれは語弊があるかもしれませんが、そういった中で結局

は国に補助金返還という形にしましたけれども、それだけなんですよね、決まったのは。やるとかやらないとかそういった議決もせずに、そして土地だけが残った、5,040㎡。ですから、その5,040㎡の土地にしても、先ほど言うておりますように、1億9,300万円、町民の税金から出した中で、その中で一部で購入している。それをきちんと説明してからでないと前に進むということはどうかという部分を申し上げてるんですよ。町民の税金が使われてるということが一番大きな、そういったことも含めて私はこれは必要ではないかなと、説明はと。単に広報に載せた、これは一方通行ですよ。それを載せるぐらいだったら、すいませんけど、私でもできます。そうではなくて、町民にこういう形でやったら、うん、分かったと、じゃあうまく活用してくれというような形の手続きというのを、これまでの町政だったらあったような気がしますけど、ある時期、道の駅あたりからそういうこともなくなってきてるような気がする、それをやってみたらどうかというふうに言うておるんですが、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

この件に関しましては、当時議会において予算が否決され、その予算の否決という議決に基づき久芳前町長は事業を断念されています。それを受けて、久芳前町長は、今、町長が答弁したとおり、経緯について当時の広報紙に掲載されています。ここで説明責任を果たしたかどうかの議論はこの一般質問の場において不適切な質問であると思いますので、説明責任に関する質問は議長の議事整理権により許可できません。

次の質問に移ってください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） まず、議長に感謝いたします。質問が終わってからそういうふうにご対応いただいた。いつぞやは発言を遮ってということになりました。しかし、今の考えもどうでしょうかね。この辺はまた次に持ち越しさせてください。議長のお考えにも賛同できない部分もございますし。ただ、発言が終わってから言うてくださったことは感謝申し上げます。ですから、またこれでやらせていただきます。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（只松秀喜君） 傍聴人に申し上げます。

静粛に願います。

○9番（佐伯勝宣君） では、これは保留にいたしまして、②に行きます。

補助金目的外使用ですね、モデル住宅の見学者数の報告について。これは改選前の議会で、国交省にモデル住宅、こういったものがございますが、年次報告書、これは県が作成

しております。町が報告したものを取りまとめの福岡県が作成して国交省に報告するものでございますが、これはそのままの形で町にあるかどうか分かりません。しかし、これが年度の成果としましてモデル住宅来場者数何名ということを経年報告してらるようございまして、そして西村町長は当時職員の頃、初年度は自分がやったと思う、しかし2年度以降は分からないというふうにおっしゃいました。これは合わせて3回、県を通じて国交省に報告がなされてますが、残りは誰がやったんでしょう。どこがやったんでしょうか。これをまずお答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の方としては、平成22年度は私がやったという覚えがあります。残りの書類というのは分からないんですが、3カ年の報告ってということになったとき、担当課である政策推進課で行ったんじゃないかと思えます。ただ、それは誰が報告したかというのは、私は記憶が定かではありません、すいませんが。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） ということは、ほかの課がやったんでなくて、あくまでも西村職員がおられた政策推進課がやったということで認識していいんですね。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） モデル住宅につきましての建てたという報告につきましては、政策推進課で行われてると思えます。実際に利用者というのは、福祉課等から実際の利用者とモデル住宅の利用者を足した分として報告があったのではないかと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） ちょっとぼうっとしておりました。最後のほうが聞き取りづらかった。まず、利用者は、だから政策推進課、西村職員がおられる政策推進課が県を通じて国交省にされた。もう一つのほうは。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう一つということは何も報告してません。現状あそこの施設を利用されている方についての数を合計して報告をしてあるんじゃないかということだけでです。

（9番佐伯勝宣君「合計を。ああ、そういうことですか」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） すいませんね、今日はちょっとぼうっとしておりますが。

そうですか。どちらにしても、今のお答え、なぜこういった質問をしたかと言いますと、これはほかの課が国交省に報告するというのはおかしくなる、担当課はモデル住宅はあくまでも政策推進課ですから、これを例えば議会に報告しました経営企画課が数を報告するとなりますとおかしくなりますし、これは転用した子育て支援センターの担当である当時は健康福祉課、これが報告してもおかしくなる。しかし、今のお話でしたら、ずっとこれは政策推進課がやっていたんだらうということになる。ですから、これは当然正しいんですけど、ただもう既にこれは子育て支援センターに転用している、そしてモデル住宅事業というのがこれは項目で残ってないはずなんですよね。たしか2年度までは何か形として幽霊的に残ってたんですけど、それ以後は立ち消えになっている、そういう中で3カ年報告されたというのはちょっとこれは違和感があるんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 再度、佐伯議員に申し上げます。

この件に関しては、一つ目、当時の最高責任者であった久芳前町長が補助金返還の責任を取るとして町長、副町長の減給処分を議会に提案し、可決したことにより、議会は説明問題については完結したと決定したことになります。佐伯議員も賛成していますよね。にもかかわらず、いまだに説明責任が果たされていないとの佐伯議員の主張は議会制民主主義を否定することになります。

二つ目に、議員個人には調査権がなく、調査権があるのはあくまでも議会であって、この一般質問において調査を行うような質問は議長の議事整理権により許可できません。

次の質問に移ってください。

○9番（佐伯勝宣君） 発言を遮らなかったことだけは評価といいますか、一定の考慮をいたしますが、ただその内容といいますと、只松議長、むちゃくちゃですな。しかし、その議論は今日はやめにしておきましょう。言ってることがかなりむちゃくちゃでありますし、一旦これは賛成したことであっても後から事実が分かったら、それは当然反対となります。それは議決の瑕疵というものでございますので。この点は違いますよということを申し上げまして、またこれは改めて、議長、議論させてください。発言を遮られなかったということだけは評価します。

では、3点目に行きましょう。

目的外使用、補助金等適正化法において、罰則を定めた同法の第29条から33条までの件。久山町の目的外使用は第30条が該当し、第33条2項の規定が適用されると捉えます。どういうことかといいますと、第30条というのは、これは目的外使用の罰則ですね。これは懲役刑があったりとか罰金刑があったりとか。しかし、これは両罰規定の適用除外規定

というのがありまして、自治体に対してはこれは適用はないんですよ。その性格上、いろんな理由がありますけれども、例えば罰金刑をやる場合は住民の税金からこれを拠出しなければならない、それは妥当ではないという、そういうさまざまな理由からこういった取り決めがされている。しかし、その場合、これは罰則は設けないわけにはいかない。その際には、これは当該のやった職員と首長が罰則を受けることになるんですよ。久山町の場合もこれはそれに該当すると考えるんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 再々度、佐伯議員に申し上げます。

議員個人には調査権がなく、調査権があるのはあくまでも議会であって、この一般質問において調査を行うような質問は議長の議事整理権により許可できません。

次の質問に移ってください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 再度言います。発言を遮らなかったことは感謝いたしますが、それは拡大解釈ですね、129条の。ですから、議長に質問はできませんけれども、それは調査権、一般質問をする場合はこれは調べます。そういった中でやっておるんで、調査権というのは全くこれは別なものでございますよ。議長はこれは答える筋合いはないんですけども、ちょっとその辺は。町長、いかがでしょうか、そのあたり。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員、次の質問に移ってください。

○9番（佐伯勝宣君） これはまた議論しましょう。ちょっと拡大解釈過ぎますね。ここでは議論しません。

では、④に行きましょう。

喉が渇いてきましたけど、私も水が飲みたいですな。

平成26年当時、議会で賛否両論だった久山道の駅事業の議論の最中での補助金目的外使用の指摘、1,984万円の返還、これ両方の担当であった西村勝職員に事態の意思過程を議会で説明をさせなかった理由をただす必要があるとの考えで、久芳前町長を議会一般質問の場に招致することが望ましいと9月議会に私は質問しました。招致はやぶさかではないかということで問うたのだが、かみ合わずにそれで終わってしまいました。ゆえに、改めて招致はやぶさかではないかと問いたい。これはどういうことかといいますと、町長はどうお考えだと、要はそういったふうには法律上できないというようなことをおっしゃいましたけど、ご自身はどうなのかと。やぶさかではないというふうに言えば、でも議会がそれは決めることだからと言えばよかったですけど、そういった答えではなく、何かその辺には触れずに堂々巡りで、私が何度も質問して、結局それで町長がかわしてと。それが、さっき言いましたこの赤で付箋をつけた、こういった形になってます。もうかみ合わ

ないといえますか、だから何度も質問しなきゃいけないんです。要は招致する分はやぶさかじゃないですけどと言ってもらえばいい、でもそれは議会が決めることだいう答えが出ればそれは良かったんですけど、そういった答えもなく、結局改選前はそれで終わったと。しかし、いろいろな問題が出てきている、そういった中で刑法との絡みも出てくる、昨日も刑法の絡みで刑事罰の絡みで上久原の土地区画の問題とかあってました。だから、当然これは議会で議論できることなんですね、そうしたことも。そういったことも含めて本人にこれは話を聞かなきゃいけないと。そういった中でやはり招致というのをしなきゃいけない。その辺をどうお考えか、改めて。

○議長（只松秀喜君） 再々再度申し上げます。

議員個人には調査権はなくですね、調査権があるのはあくまでも議会であって、この一般質問において調査を行うような質問は議長の議事整理権により許可できません。

次の質問に移ってください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 何度も言います。発言を遮らなかったことは感謝いたしますが、それは拡大解釈でございます。

まず、問題があります。1,984万円、これは町民の税金で返還してるんですよ。だから、それを聞くために、まず町長の所信をただすのが、これは議員必携にも書いてありますように、これは議員の権利じゃないですか。調査権云々の話じゃない。議員の権利ですけど。その辺はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 何度も言うておりますように、久芳前町長を一般質問の場に招致するとかいうのは、議員個人には調査権はありませんので、調査権はあくまでも議会でありませぬ。調査を行うような質問は議長の議事整理権により許可できません。

次の質問に移ってください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） できたら今の発言を西村町長の口から言ってもらいたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） その必要はありません。

次の質問に移ってください。

○9番（佐伯勝宣君） 今の関連で、どういう答えが返ってくるか分かりませぬ。9月議会、町の功労者表彰。これは町長、久芳前町長、これは議会招致というのをしなければいけない中で、こういった中でやるのは得策じゃないと禍根を残すようなことを私は言いました。そして、今回さきの11月、叙勲という話もあった。こういった中で、この目的外使

用、核となる町長、前町長、西村町長自身がこれは目的外使用の最高責任者は久芳前町長だったとはっきりこれは一番最初の議会、就任時の12月議会でおっしゃった。そういった中でこれは進められてるんですよ。そういった中でこういった町功労者表彰、これはそういった決められる方々がやったんだというふうにおっしゃる。しかし、叙勲はそうじゃない。西村町長がこれは推した。こういった形でやったらどうなんですかね、これ。この目的外使用、1,984万円返還という事態に至っている、それをこの調査といいますか、究明をできなくしてる。それを西村町長自身がやられてるというふうに町民は思うんじゃないですか。しかも、これは叙勲となりましたら恐れ多くも天皇陛下がこれは見られる、宮中におられる方がこれをチェックするような形になってる、そういう形を取ってる、ご迷惑をおかけすることになりはしないか、そういった心配もあるんですけども、その辺も含めてどうでしょうか、町長。

○議長（只松秀喜君） 通告外の発言はやめてください。

（9番佐伯勝宣君「はい。」と呼ぶ）

次の質問に移ってください。

○9番（佐伯勝宣君） 今日までは、今回まではそれは聞きます。

喉が渴いてきた。

5番、目的外使用は観光交流センター事業遂行議論と時期が重なります。解明されるまで山ノ神の事業予定跡地の活用計画は見送ったほうがいいと考えます、これは。先ほど言いましたように、目的外使用のこともこれはいろいろ分かってきた。刑事罰の絡みとかそういった中で同時進行でいろいろなけんけんがくがくの議論をやってきた。今後、例えば以前議会でも土地活用がこれは決議されてます。さあ、これが生きてるよと、やるよと言われれば、それは私は否定できるものはないかもしれません。しかし、議員として、議員の権利として、ここまでいろんなことが出てきつつある、その中で絡みがある、しかも山ノ神には久芳前町長の土地が6筆8,378㎡横たわっていた。それは直接開発には関係なくとも、これは拡張は当然しますよ。5,040㎡でこれは事業ができるわけがないから。当然ここも関わってきます。将来的にこの前町長の土地もこれは買うことになります。そういったことも含めて、解明されるまではこれは止めておったほうがいいというふうに申し上げなければなりません。それが筋であろうと考えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、仮説の話にはお答えができないなと思います。それを広げるといふ計画があったわけでもなく、それに対して、当然あれば議会にかけるわけですから、そういうことについての回答は控えたいと思います。そういうことですね。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、またこれは改めてやります。そういった中で議会でもまた土地活用をやろうという話になるのかもしれませんが、そういった中でまた私はこういった中で質問させていただこうと今後も考えております。

では、次に行きましょう。

ちょっと喉が大分渴いてきましたが。

交通安全対策ですね。昨日大分お話はお伺いしました。私も、今年の6月28日ですかね、千葉県やちまたの八街市であった悲惨な事故、これで非常にこれは大きなニュースになり、そして時の首相、菅首相もこれは重い腰を上げた、そういった中で全国の公立小学校の通学路の安全点検を指示したと、そういった中で久山町も動いた。そのことに関しては、昨年、改選前の議会でもこれは私は質問しました、大まかに。その後、私も資料を入手しました、情報公開請求で。久原、山田合わせて11ポイントですかね。その進捗状況、昨日ごく簡単におっしゃってましたけど、時間がちょっと余っちゃいましたんで、それ進捗状況とか経緯も含めてこれはもう一回、経緯といいますか、昨日とダブれば割愛しますけれども、言っていただけたらなと思います。お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） ご説明いたします。

昨日、阿部恒久議員からの質問で、11ポイントの概要ということで説明をさせていただきました。繰り返しになってもよろしいですか。

（9番佐伯勝宣君「繰り返しの部分は割愛、要は詳しく説明してない部分があるでしょ」と呼ぶ）

まず、その11ポイントですけれども、詳しく説明してない部分と申しますと……

（9番佐伯勝宣君「例えば、1から順でここは何か必要か、ここは何か必要かという」と呼ぶ）

11ポイントの中では、山田小学校区は5ポイント、それから久原小学校区で6カ所の11カ所ということであります。昨日説明をさせていただいたものは、完了しているのは5件、それから町で継続協議をしているものが4件、それから県とか、それから県土整備事務所に検討いただいているのがそれぞれ1件ずつという回答でございました。ここでその11カ所の詳細を説明するという事はなかなか難しいかなと思います……

（9番佐伯勝宣君「時間はあります」と呼ぶ）

山田小学校区の5カ所の中では、まず完了しているのが2カ所ございます。まず、けや

きの森幼稚園の駐車場がございしますが、そこが駐車場を出るときに止まれの看板がないので、そこが危険で、ずっと車が出ていく状況があるので、そこに注意喚起の看板を設置してほしいという要望がありましたので、そのようにさせていただいております。完了しております。それから、下山田公民館前の道路についても、横断歩道がない箇所があって危険だということで、ここは横断歩道を設置するのが適切でないという協議結果を基に、注意喚起の看板を掲げております。ここ2点、完了でございます。それから、昨日説明させていただいたものの中には、新幹線ガード下の三差路の説明があったと思います。そこは県土整備事務所と申しましょうか、そこに要望をしているところです。ガードパイプの設置を検討していただいています。それから、町で協議をしているところがほかに2カ所あります。それは軽微なものでしょうから、控えさせていただきます。よろしいですか。

それから、久原小学校の6カ所についてです。ここは、昨日報告させていただいたところは橋本～古賀ノ脇線のところで横断歩道を設置してほしいという分、ここは粕屋署を通して今、公安委員会の方で協議いただいています。それから、久原小学校の正門前の横断歩道にもラバーポールと飛び出し注意の看板を設置済みでございます。完了ですね。それから、国次橋付近とそれから下久原月見ヶ丘、草が生えて見通しが悪いというところでご指摘いただいていたので、そこは草刈りをしまして完了済みでございます。それから、もうあと二つですけれども、ここは今、町で継続協議をしているところが2カ所ございます。合わせて11ポイントでございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） いろいろ費用の問題とかあると思いますけれども、これはこういった大きな事故があって政府が重い腰を上げたということで、こういう中で声を上げやすくなったんじゃないかなと思うんですけどね、ガードレール設置やら横断歩道、いろんな停止線の設置やら。ですから、これを機に私はどんどんこれは声を上げるべきだと。その際に、昨日も意見がありましたけども、地域の方々と情報共有してこれはやっていくと。こういったきっかけがありますんで、こういった子供たちの安全、これはわれわれ行政、そして議会も含めて問題意識を持って、そして安心・安全なまちづくりのためにこれはやっていってもらいたいなと考えるところでございます。

そして、あと2点だけ申し上げますが、この11ポイントの中でちょっと私が気になったのは、地元下久原なんですけど、久原校区の検討ポイントの4、下久原深井交差点付近の地下道なんですよね。これは、先日私も現地を見てきました。ふだん目にしないところなんですけど、これは深井交差点のすぐ近くの地下、距離は短いんですが、昼間でも暗いんですね、すごい。私が言うよりも教育長はご存じだと思いますが、ちょうど天候もいまいちだっ

た、3時半なのにトンネルの中がむちゃくちゃ暗くて、ちょうど幼稚園にも満たないような女の子の手を引いたお母さんが通ってたけど、これは私自身も怖いというぐらい、多分彼女らも怖かったんじゃないかなと思います。ですから、これは、ここにも課題が書いてありますけど、蛍光灯、これは常に設置できるように、またこれをつけれるということは書いてはおりませんが、これは早急をお願いしたいなと思っておりますが、この点についてはどうでしょうか、この深井は。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） その整備につきましては、地下道ということで、通学路ということよりも、整備につきましては道路関係にもなると思いますので、確認しだいた検討したいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。では次は最後。この報告書のほか、地域から上がってくる危険箇所、私も地域を回ってたらいろいろ聞くんですね。そういったことも含めて、こういった町というのは把握されてますか。それは対応の方法はどうされてますか。そのままにしておくか、それとも記録だけ残して経過を見ているか、その辺の今の姿勢といたしますか、状況を教えてください。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

昨日も少し触れさせていただいたんですけれども、教育委員会が所管で会議を行っております校区安全対策委員会では、多岐にわたる方々が参画いただいています。その中には行政区の代表の方もいらっしゃいまして、PTAと学校で通学路の安全点検を行い、危険箇所を整理しております。地域については行政区の代表の方が集約したところで意見を集約して上がってきたものを整理して、校区安全対策委員会で協議いただいています。そのことを基に、後日行われる都市整備課の所管会議で検討していただいているという流れがございます。校区安全対策委員会は、年3回でしょうか、行っておりますので、地域からの要望があったら随時協議する体制はできておりますので、そこでいろいろな声が聞き取れるかなというふうに思います。今回報告書を作成して、それから以降は特に地域からの要望としては上がってきておりませんので、今後出てきたときにはまたその委員会で協議していきたいというふうに思います。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） じゃあ、そしたら一般のPTAの方がそういった要望、私が聞いたよ

うなちょっと通学路が狭いというような要望を上げるとしたら、もちろん区を通じてということもあると思いますが、そういった会を通じて上げるという方法もあるんじゃないかと思いますが、その道筋といいますか、それを分かるようにはPTA、父兄の方には周知はされておられますか。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） 改めて危険箇所についてはPTAの役員に返してあげるようにとかいうことは指示が徹底はできてないかもしれません。そこはPTAの中で学校と一緒に合わせて役員会等で確認を取って、子供の安全で気になる場所があったら吸い上げましょうというところは、学校PTAでの協議の中でできることはありますので、そこは学校の方にも伝えておきたいというふうに思います。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） じゃあ、今の件は学校の方にも伝えていただいて、いい形でいいですか、周知できるような形でしていただけるということで認識していいんですね。父兄の方々もどこに言ってもいいか分からないというふうな答えが返ってきます。その点はいいということ。

じゃあ、最後に1点。私が開示請求しましたこの資料、もし議会の中で配っていいというんでしたらこれは配付されてもいいんじゃないかと思います。要らないと言うんだったらいいんでしょうけど、これは割と大事なことで、議会で配付されてもいいんじゃないかなと思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議会事務局を通して調査資料として提示する分には構わないと思いますので、そういう手続きを踏んでいただければと思います。

以上です。

（9番佐伯勝宣君「以上です」と呼ぶ）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第78号 令和3年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（只松秀喜君） 次に、日程第2、議案第78号令和3年度久山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第78号令和3年度久山町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は令和3年度久山町一般会計補正予算（第7号）で、1億189万5,000円の増額をお願いするものです。

既定の歳入歳出予算の総額54億6,746万9,000円に、歳入歳出それぞれ1億189万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ55億6,936万4,000円とするものがございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、18歳以下の子供がいる世帯に対して、支給される給付金の予算となっています。

歳出の増額となるのは、3款2項2目、児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費で、子育て世帯への臨時特別給付金給付費1億円のほか、職員時間外手当、システム改修費など、1億189万5,000円の増です。財源となります歳入は、全額国庫支出金です。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時8分